

島田税務署管内青色申告会

青色会報

第152号 R4. 1. 1



紅梅・白梅

花言葉

紅梅：「優美」

白梅：「気品」



年頭の御挨拶

島田税務署長 由倉 博美



令和4年の年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

島田税務署管内青色申告会の皆様には、日頃から税務行政につきまして、深い御理解と格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウィルス感染症の感染が拡大する中、皆様には、会員への税務知識の普及、記帳指導、各種広報活動、確定申告会場における青色・記帳説明コーナーへの従事など多大なる御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

本年が、皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを心より祈念いたします。

さて、デジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を変革する、デジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体に広まっています。

経済社会や技術環境の変化に柔軟に対応し、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を的確に果たすため、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを着実かつ継続的に実施し、利便性が高く、かつ、適正・公正な社会の実現に貢献してまいりたいと考えております。

島田税務署管内青色申告会の皆様には、インボイス制度の周知・広報をはじめ、e-Taxによる申請と登録通知の受領にも多大な御協力を賜りました。今後も、制度の円滑な実施に向け、皆様と連携を図りながら、周知・広報等を進めてまいりたいと考えていますので、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

新年を迎える間もなく所得税・消費税の確定申告時期となります。本年も、昨年に引き続き新型コロナウィルス感染症の感染防止の観点から、e-Taxの利用による自宅等からの申告を強力に推進するほか、確定申告会場においては基本的な感染症対策を徹底してまいります。

また、令和2年分の所得税の確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件に、e-Taxによる申告又は電子帳簿保存を行うことが加わったほか、本年は電子帳簿保存法の改正等が行われております。島田税務署管内青色申告会の皆様におかれましては、事業者の方々が青色申告特別控除の特典を最大限に享受していただくため、ICTを利用した記帳やe-Taxによる申告に係る指導相談につきまして、より一層の御協力を賜りますようお願いします。

私どもとしましても、事業者の皆様が制度の内容を十分に理解して、自ら適正な申告・納税が行えるよう、引き続き、ICTを利用した記帳やe-Taxによる申告の推進に努めてまいります。

島田税務署管内青色申告会におかれましては、今後とも税務行政の良き理解者として、円滑な税務行政の推進と申告納税制度の発展に、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、島田税務署管内青色申告会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

会長 三浦 俊夫



新春を迎え心よりお慶び申し上げます。

会員の皆様には、当会の活動諸事業に対しまして深いご理解とご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、一昨年からの「新型コロナウィルス感染」が波のように襲い、静岡県にも緊急事態宣言が発出され経済活動に大きな痛みを伴いました。更には医療機関がひっ迫状態となり多くの尊い命が失われるなど、我々は不安の中での日常生活を余儀なくされました。

一方、新型コロナワクチン接種により、最近は感染症発症件数、重症化率の低減が図られておりますが、今後も感染防止の3つの基本を実践しなければなりません。

また、医療分野をはじめ、各関係分野で懸命なご努力を続けていらっしゃる方々への心からの感謝を持ち続けたいと思います。

ところで、本年の干支は「寅」です。「寅年は春が来て根や茎が生じて成長する時期、草木が伸び始める状態」とされています。新型コロナウィルス感染という災害を乗り越え、皆様の事業や社会・経済状況に明るさが芽吹き、希望に満ちた年となることを切望します。

令和5年10月からインボイス制度が始まります。本会としましては、昨年に引き続き本年も研修会を開催し、制度への理解を深めてもらう機会を計画いたしますので是非ご参加ください。

本年もまもなく令和3年分の確定申告時期を迎えます。本会としましては、現在、新型コロナウィルス感染対策を講じて記帳指導等を続けておりますが、確定申告期間中は事前予約制の下、マスク着用・手指消毒の励行、室内の換気など皆様のご理解ご協力いただき、安心で安全な申告相談等に努めてまいりますのでご活用いただきますようお願ひいたします。

結びに、一日も早い新型コロナウィルス感染の終息と、本年が会員皆様にとりまして、希望に満ちた輝かしい年となられますよう心よりご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



事業者の方へ



令和3年10月1日

登録申請 受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax
イータックス
をご利用ください！！



- e-Taxソフト(WEB版)、「e-Tax ソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・
インボイスセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】 0120-205-553 (無料)

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

「インボイス制度」 ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存^(*)等が必要となります。

(*) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

「インボイス」 ってナニ？

インボイスの記載事項

請求書		
△△商事株		登録番号 T012345…
11月分 131,200円		××年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円
8 %対象	40,000円	消費税 3,200円
10 %対象	80,000円	消費税 8,000円
(3) → * 軽減税率対象		(5)

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の 郵送による 提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

インボイス登録センターの管轄等については、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」内の「申請手続」の「郵送による登録申請手続」をご覧ください。

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも
誰でも参加可能

オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。
また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時

説明会サイトに掲載（随時掲載）

※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。
⇒ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeiakai.htm

定員

各回 100 名
(先着順)

費用

無料
(通信費用は実費となります。)

説明会サイトへ



電子帳簿保存法が改正されました

R3.05

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しがなされました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

導入

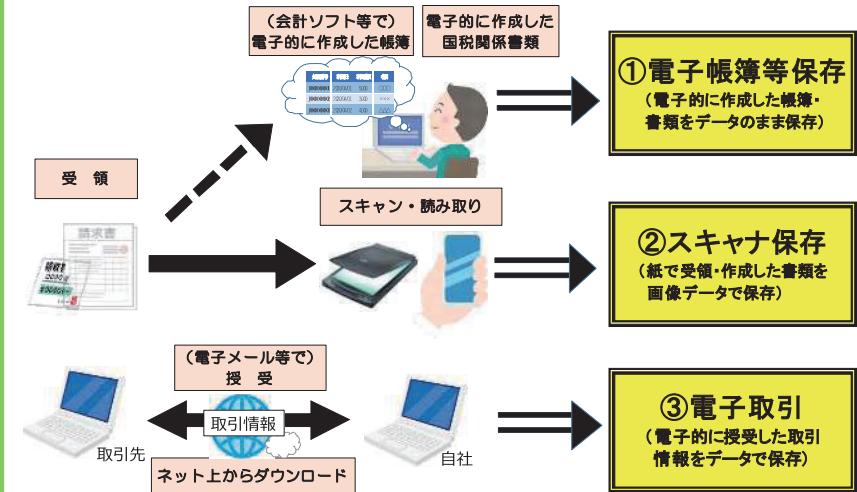
Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？



A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



～電子帳簿等保存（区分①）に関する改正事項～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いします（スキャナ保存も同様です。）。

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に關し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

（注1）一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2）電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“優良”の要件をご確認ください。

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“その他”的要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

コロナ緊急事態宣言解除！気持ちを新たに頑張っています！

青色申告会は皆様の事業を応援いたします ❤

事業所紹介

無料掲載募集中！

TEL(0547)37-3918

FAX(0547)34-2105



Jasmine

ジャスミン



☎/ 0547-32-9130
住/ 島田市扇町4-10 2F
営/ 20:00~24:00
休/ 月曜日



皆様の憩いの場になっています
50人までOK！
二次会にどうぞお越しください♪♪
お待ちしております(^~^)

お食事・喫茶

グレートペア



お料理上手な美人姉妹さんが営んでずっとずっと愛されて44年！！
昼も夜もお食事だけではなく、お酒🍶もカラオケ🎤もどうぞ❤ラーメン🍜・定食等メニューが多く、ランチ！！おすすめです❤



☎/ 0547-35-1695
住/ 島田市新町通1番の3
営/ 平日 12:30~22:00
日曜日 13:00~22:00
休/ 木曜日



さよ子ママ(姉)
みつ子さん(妹)

令和3年度納税表彰者

受賞おめでとうございます

【島田税務署長表彰】

【島田榛原地区税務推進協議会長表彰】

(牧之原支部) 八木 勝美 氏
(川根本町支部) 中村 弘司 氏

(牧之原支部) 加藤 カヨ 氏

「消費税インボイス制度説明会」を開催いたしました！

免税事業者だから関係ないわ～と思っている方いらっしゃいませんか～？

インボイス制度導入で何が変わるの？ 免税事業者でも関係してくるの？
売り手が考えなければいけないこと！ 買い手が考えなければいけないこと！
準備しなければいけないこと沢山あるかと思います。令和4年度も説明会を開催する予定です。是非、ご参加ください。(日程が決まり次第ご案内)



- ・インボイスとは何か？
- ・登録申請をする必要はあるのか？
- ・申請期限は？ 等

知っておきましょう！！



フルーリターンA

思い切って！パソコン会計にしてみませんか～♪

消費税軽減税率制度と青色申告特別控除額の税制改正につき はじめるなら“今”！

サクサク
できる！

パソコン会計をおすすめ致します！！

初心者にやさしく、さらに充実の機能で使いやすい！

- 消費税改正にも対応！ ●減価償却費も自動計算！
- 家事按分もできます！ ●決算・申告も楽々簡単！

無料説明会開催中！

【お問合せ先】本会事務局

0547-37-3918



青色申告会の3つの共済制度でケガ・病気・天災に備えましょう！

万が一、ケガや病気になった場合に備えていますか？お問合せ先=青色申告会事務局(0547-37-3918)

全青色傷害

ケガの死亡・入院・通院
(通院・入院は1日目より給付)

新規加入 75才6か月迄
1口月額1,250円

全青色共済

全青色共済+傷害特約
(病気もケガも対象)

新規加入 70才6か月迄
月額1,000円(経費)

疾病入院補償

病気の入院・手術・放射線治療
(日帰り入院・日帰り手術も対象)

新規加入 64才迄
月額460円~3,740円(生命保険料控除)